志 摩 市 教 育 委 員 会 会 議 録

１．会議の種類　　第２回臨時教育委員会

１．招集年月日　　平成３０年６月２９日（金）

１．開催年月日　　平成３０年７月　６日（金）

１．開催場所　　志摩市役所４階４０５会議室

１. 招集をした者　　筒井　晋介

１．委員数　　４名

１．出席委員　　濵口 茂之・森 かお子・山下 行重・森本 由加

１．欠席委員　　なし

１．会議に出席した職員　　教育委員会事務局教育部長　　　　　　　　　　 橋爪 正敏

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局調整監兼教育総務課長　　　　 寺田 一司

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局学校教育課長　　　　　　　　 田畑 拓夫

　　　　　　　　　　　　　学校教育課副参事兼管理主事　　　　　　　　　 小林 和浩

　　　　　　　　　　　　　教育委員会事務局生涯学習スポーツ課長　　　　 中島 治久

１．傍聴人　　０名

１．事　　項

|  |  |
| --- | --- |
| 開　会日程第　１日程第　２日程第　３閉　会 | 開会時間　９時　００分会議録署名委員の指名　　２番　　森　　委員議案第３８号　平成３０年度　教育委員会事務局職員の人事異動についてその他　　志摩市教育委員会教育長に対し職務等に関する是正を求めることについて閉会時間　９時　１８分 |

|  |  |
| --- | --- |
| 筒井教育長**日程第１**筒井教育長森委員**日程第２**筒井教育長事務局筒井教育長事務局筒井教育長**日程第３**筒井教育長濵口職務代理者森委員筒井教育長濵口職務代理者筒井教育長 | 定刻となりましたので、ただいまより、平成３０年教育委員会第２回臨時会を始めます。事項書の日程に従いまして、進めさせていただきます。**議　事　の　大　要****会議録署名委員の指名**日程第１、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、２番の森委員を指名します。よろしくお願いします。はい。よろしくお願いします。**報告第３８号　平成３０年度　教育委員会事務局職員の人事異動について**日程第２　報告第３８号　平成３０年度　教育委員会事務局職員の人事異動についてを議題とします。資料をごらんください。詳しくは、事務局より説明いたします。お願いします。資料をごらんください。平成３０年７月１日付で人事異動発令ということで、教育委員会所管におきましては、２名の人事異動がありました。係長級の人事異動につきまして承認を求めるということで、まず辞令の下段の職員ですが、人権市民協働課から生涯学習スポーツ課、１名空席となっておったところに配属されました。職名につきましては、課長補佐兼国体推進係長ということで異動しております。それから去ることになるのですが、辞令の上段の職員につきましては、市立図書館に所属しておりました主査ですが、このたび係長に昇任しまして志摩支所に異動しております。地域振興係長という職務で異動しております。教育委員会の所管としましては、この２名ということになっております。以上です。以上、説明がありましたが、質疑を求めます。はい。どうぞ。なお、市立図書館につきましては１名減でして、現在臨時職員を雇いまして、対応するとなっております。以上です。合わせて質疑はございませんか。質疑はないようです。報告第３８号については、承認されました。**その他　　志摩市教育委員会教育長に対し職務等に関する是正を求めることについて**続きまして日程第３に入る前に、日程３については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１４条第６号で、自己の事件について、その議事に参加することができないと規定されておりますので、教育長職務代理者の濵口委員に議事の進行をお願いいたします。濵口職務代理者、よろしくお願いします。わかりました。教育長にかわり、私が議事を進めてまいります。日程第３　その他　志摩市教育委員会教育長に対し職務等に関する是正を求めることについてを議題とします。では、森委員からお願いします。では、是正勧告をします。是正勧告書、平成３０年６月２１日開催の志摩市予算決算常任委員会における教育長の発言に端を発する今回の案件について、私たち教育委員の総意により、次のとおり是正することを要求します。まず、このたびの経緯ですが、平成３０年第２回志摩市議会定例会の予算決算常任委員会に志摩市一般会計補正予算第１号として上程している学校教育課の「人権教育総合推進地域事業」の審議中、事業の内容について、教育集会所への訪問学習や旧同和地区へのフィールドワークを実施する旨説明したところ、一部の議員から「そのような事業は、差別をなくすものではなく、むしろ差別を増幅させるものであり、このような人権教育はやめるべきだ」との意見が述べられ、本事業に対する教育長の真意を質されました。その際、教育長は議員の意見に賛同する発言をし、実施する事業の内容を「初めて知った」であるとか、事業内容の一部についての予算を撤回する旨の答弁をされました。このため、予算決算常任委員会は紛糾し、審議を中断することとなりました。その後、委員会の再開時に教育長から答弁に対する謝罪をし、教育部長から当該事業の凍結の提案をしましたが、予算決算常任委員会では一般会計補正予算第１号は否決すべきものと決定されました。その後、６月２７日の議会定例会最終日において、改めて教育長よりおわびと市長から謝罪をし、一般会計補正予算第１号の採決は賛成多数で可決されましたが、「人権教育総合推進地域事業」については、凍結のままとなっています。今後は、凍結している事業について、議会の理解を得るよう、できる限り早急に説明をする必要があり、これらの経緯を踏まえ、教育委員会として必要な対応をするべきであると考えます。問題とする点は、今回、予算上程されていた人権教育に関する案件は、志摩市教育委員会で推進していく方針が決定している内容であり、方針どおり事務を執行するための予算でありました。また、予算上程に至る事務手続きを踏まえると、教育委員会内部で予算に対する合意形成ができていることは当然のことであります。また、教育長は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１３条第１項により「教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。」とあります。さらに、教育長は執行機関である教育委員会の構成員であり、代表者でありますが、合議体である教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場であり、その意思決定に反する事務執行を行うことはできません。教育長の立場や職務などについては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により規定されており、その解釈については、平成２６年７月１７日の文部科学省初等中等教育局長通知により示されており、異論を挟む余地はないものと思われます。しかしながら、今回の教育長の発言は、以上の前提を根底から覆す内容であり、教育委員会を代表する立場にある教育長の発言で、志摩市議会を混乱させ、教育委員会の信頼を損ねる状況となったことは、到底看過することはできません、まことに遺憾であります。よって、次のことについて是正されることを強く求めます。１つ目は、今回の状況に至る要因の一つに、行政内部の事務手続きについての理解不足があることは否めません。組織内部の規則などの把握には真摯に取り組んでいただき行政執行機関のトップとして、遺漏のないようにしていただきたい。２つ目は、今回の教育長の発言の端緒である、「人権教育総合推進地域事業」の補正予算措置については、三重県の事業委託金を受け実施する事業であり、「志摩市人権教育基本方針」に基づき行うものであります。この基本方針は、平成２９年３月に市民の皆様の意見も伺いながら改訂し、市民の皆様の理解を得ながら「人権尊重のまちづくり」を目指すための、人権教育を推進する方向を示すものであります。志摩市教育委員会はもちろんのこと、志摩市としても推進していくべきものであり、執行機関の長としての立場を理解していただくとともに、志摩市人権教育基本方針及び人権教育総合推進地域事業を初め、基本方針に基づき実施する事業の内容についても十分理解し、教育長として率先して取り組んでいただくよう要求します。３つ目は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１１条に「教育長は、常勤とし、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定していることから、教育長はその職責を果たすためにも、みずからが、志摩市教育行政の運営について負う重要な責任を自覚し、指揮監督者として教育委員会事務局職員との連携をさらに緊密にし、教育委員会一丸となって職務に当たっていただきたい。なお、以上の是正を求めることについては、前述の初等中等教育局長の通知による「教育委員による教育長のチェック機能」を行使するものであり、教育委員の権限であると理解しております。今後は、市民の皆様や議会議員の皆様の信頼を回復するため、また、教育委員会及び教育委員会事務局職員の模範となるよう、地方公務員法を初め各法令や市条例、規則などを順守し、教育長の職務に真摯に取り組んでいただき、志摩市及び志摩市教育委員会の発展に尽力していただくよう強く求めます。平成３０年７月６日、志摩市教育委員会、教育長職務代理者濵口茂之、教育委員山下行重、教育委員森本由加、教育委員森かお子、志摩市教育長筒井晋介様。これは、教育委員の総意でございます。是正勧告書をお受け取りしました。一言、お話をさせてください。６月２１日の予算決算常任委員会での質問時における私の答弁ですが、予算の重要性を鑑みない認識の甘さ、また職責の自覚に欠けるものでございました。このことは、議会軽視どころか、予算計上のため、懸命に取り組んだ職員への背信行為であったと深く反省いたしております。今回の教育委員の皆さんからの勧告を真摯に受けとめ、今後はより職務に専念し、二度と同じ轍を踏まないよう精進することで、信頼の回復を図ってまいりたいと思います。心よりおわび申し上げます。それではこれをもちまして、議事の進行を教育長にお返しいたします。それでは、これで閉会となります。以上で本日の日程は全て終了いたしました。これで平成３０年教育委員会第２回臨時会を閉会します。御苦労さまでした。本日の会議を記録し、署名する。　　教　　育　　長　　委　　　　　員 |